# 令和 5 年度 特定 (機械・船舶・電気) 最低賃金 合同第 1 回専門部会議事録

令和5年9月20日(水) 高松サンポート合同庁舎南館 南101大会議室

出席者 機械 公益 側 髙塚、元木

労働者側 佐山、中村

使用者侧 川西、近澤、村上

船舶 公 益 側 春日川、柴田、元木

労働者側 立石、中塚、中原

使用者側 家田、仁木、渡部

電気 公益側 春日川、髙塚

労働者側 門、土田、箸方

使用者側 池田、木下、窪田

- 議題(1) 部会長及び部会長代理の選出について
  - (2) 「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会 運営規程」等について
  - (3) その他

#### ○賃金室長

ただ今から、令和5年度香川県特定最低賃金の「はん用機械器具、 生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「船舶製造・修理業,舶用 機関製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情 報通信機械器具製造業」の3業種の合同によります専門部会を開催 させていただきます。

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうご ざいます。

私は、香川労働局労働基準部賃金室長の北原と申します。

今年度、初めての特定最低賃金の専門部会ですので、部会長及び 部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていた だきます。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

まず、本日配付しております資料の確認をお願いします。

机の上に「香川地方最低賃金審議会第1回特定最低賃金専門部会会議次第」1冊と、この資料の資料 No.11「特定最低賃金対象業種の状況」の差し替え資料1枚でございます。

不足等はございませんでしょうか。

それでは、初めに、神田労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

#### ○神田基準部長

おはようございます。

香川労働局労働基準部長の神田でございます。

本日は、お忙しい中、令和5年度の特定最低賃金合同第1回専門 部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、この度は、本専門部会委員をお引き受けいただきまして、 誠にありがとうございました。

さて、香川県最低賃金につきましては、折からの物価上昇や原材料費の高騰等による厳しい経済、生活状況の下、公労使とも真摯にご議論いただきまして、40円アップの1時間あたり918円で答申をいただきました。そのとおり決定いたしまして、10月1日に発効することとなってございます。

そして、本日からは特定最低賃金の審議をお願いする次第でござ います。

審議におきましては、それぞれの産業の実情に応じたご審議をいただきまして、10月16日までに、是非とも全会一致での答申を取りまとめていただきますようにお願い申し上げる次第でございます。

私ども事務局といたしましても、各専門部会の円滑な運営のため、 誠心誠意努力をさせていただく所存にございますので、お忙しいと ころかと存じますが、是非とも積極的な議論をお願いしたいという ふうに思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

## ○賃金室長

最初にお断りいたしますが、特定最低賃金の正式名称は長いため、 説明の中では、従前どおり「はん用機械器具、生産用機械器具、業 務用機械器具製造業」は「機械」、「船舶製造・修理業,舶用機関製造 業」は「船舶」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業」は「電気」の略称を使用いたしますこと についてご了承願います。

次に、各部会の成立状況についてご報告させていただきます。

専門部会の成立要件につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項によりまして、委員定数9名の3分の2以上、すなわち6名以上の出席があれば、専門部会は成立することとなっております。

本日は、3業種の合同部会ですが、それぞれの部会毎に成立を確認する必要がありますので、各部会の出席状況をご報告いたします。

機械は、公益代表委員2名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名の計7名の出席、船舶は、公益代表委員3名、労働者代表委

員3名、使用者代表委員3名の計9名の出席、電気は、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計8名の出席でございます。3つの部会すべて有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人はおりません。

次に、本日の専門部会の開催に至るまでの経緯につきまして、簡単にご説明いたします。

現在、香川県におきましては、4つの特定(産業別)最低賃金が設定されております。この特定最低賃金は、先に審議が行われました地域別最低賃金とは異なり、特定の産業について決定されている最低賃金でございます。

その改正につきましては、まず、関係労使から「改正の申出」があった最低賃金に関してのみ、労働局長から最低賃金審議会に対して「改正の必要性の有無」について諮問を行い、審議会において「改正の必要性」があるか否かについてご審議いただきます。

その結果、「改正の必要性あり」との答申が出されたものについて、労働局長から最低賃金審議会に対して「金額改正の諮問」を行いました。

最低賃金審議会ではそれぞれの業種ごとに専門部会を設置して金額審議を行っていただき、答申をいただくという流れになっております。

本年7月に4つの特定最低賃金に係る金額改正の申出が関係労働組合から行われました。

申出につきましては、適用労働者の概ね3分の1以上の労働

者の合意が要件となっておりますが、申出のあった冷凍調理食品製造業については、この要件を満たしておりませんでしたので、改正の必要性の有無についての諮問ができませんでした。

そのほかの「機械」、「船舶」、「電気」については、適正でありましたのでこれを受理し、この申出に基づき、8月1日開催の第3回本審において、香川労働局長から「改正の必要性の有無についての諮問」を行いました。

そして、8月1日に開催いたしました運営小委員会において ご審議いただいた結果、3つの特定最低賃金ともに改正の必要 性ありとの結論に至り、その結果が8月7日開催の第4回本審 に報告され本審で承認され、同日、会長から労働局長あてに「改 正の必要性あり」との答申をいただきました。

そこで、11ページの資料No. 5 「最低賃金の改正決定について (諮問)」のとおり、同日、労働局長から香川地方最低賃金審議 会に対し、3つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行うとともに、専門部会を設置してご審議いただくため、各専門部 会の委員推薦のための公示と関係労使からの意見聴取のための公示を行いました。

各団体からの推薦に基づき、8月28日付けで各専門部会委員の任命をさせていただきました。

また、意見聴取のための公示に基づき提出された意見書が17ページからの資料No.7です。資料No.7-1は労働者側から、資料No.7-2は使用者側からのものとなっております。

以上が本日までの経緯でございます。

お手元の資料につきましては、専門部会ごとに作成しておりま

すが、必要に応じて間に白紙ページを入れ、3業種分のページが 共通となるようにしておりますので、ご了承願います。

なお、異なる資料は資料No. 1、資料No. 2、資料No. 6、資料No. 7-1、資料No. 7-2となっています。

続きまして、事務局より各委員をご紹介させていただきます。

会議資料のNo. 1 に各部会の委員名簿をつけさせていただいておりますので、順番にお名前のみ五十音順でご紹介させていただきます。

まず、公益代表委員でございます。

春日川委員でございます。「船舶」と「電気」の専門部会を担当していただきます。

柴田委員でございます。「船舶」の専門部会を担当していただきます。

髙塚委員でございます。「機械」と「電気」の専門部会を担当していただきます。

元木委員でございます。「機械」と「船舶」の専門部会を担当していただきます。

東委員でございます。本日は、欠席ですが、「機械」と「電気」の 専門部会を担当していただきます。

次に、専門部会別の労・使各委員でございます。

まず、「機械」専門部会です。

労働者代表委員として、佐山委員でございます。中村委員でございます。本日欠席しておりますけれども、橋本委員でございます。

続いて、使用者代表委員として、川西委員でございます。近澤委員でございます。村上委員でございます。

次に、「船舶」専門部会です。

労働者代表委員として、立石委員でございます。中塚委員でございます。中原委員でございます。

続いて、使用者代表委員として、家田委員でございます。仁木委員でございます。渡部委員でございます。

次に、「電気」専門部会です。

労働者代表委員として門委員でございます。土田委員ございます。 箸方委員ございます。

続いて、使用者代表委員として、池田委員でございます。木下委員でございます。窪田委員でございます。

以上、23名の体制となっております。

よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

労働基準部長の神田、賃金係長の山本、賃金主任の大泉、労災保険給付調査官の橘川、地方労働基準監察監督官の森脇、賃金調査員の田淵です。

そして、私、賃金室長の北原でございます。

事務局といたしましては、専門部会の審議が円滑に進みますよう 努力して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題(1)の「部会長及び部会長代理の選出」に入らせていただきます。

部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第24条及び第 25条の規程によりまして、公益代表委員より選出していただくこと となっております。

これまでは、公益代表委員の中で予め候補についてご協議いただ

き、委員の皆様のご承認を得て、決定してまいりましたが、今回も そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

## ○賃金室長

ありがとうございます。異議がないようですので、それでは、公 益代表委員でご検討いただきました部会長及び部会長代理をご報 告いたします。

「機械」専門部会につきましては、部会長に東委員、部会長代理に高塚委員、「船舶」専門部会につきましては、部会長に柴田委員、部会長代理に元木委員、「電気」専門部会につきましては、部会長に東委員、部会長代理に春日川委員、ということでございました。

ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

#### ○賃金室長

ありがとうございました。

それでは、今後の個々の部会の議題につきましては各部会長にお願いし、部会長が欠席の場合は部会長代理にお願いすることといたします。

本日は合同専門部会ですので、部会長を代表して、本審の会長で もあります柴田部会長に議事の進行をお願いしたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

#### ○ 賃 金 室 長

ありがとうございます。

それでは、柴田部会長、よろしくお願いいたします。

# ○柴田部会長

ただ今、「船舶」専門部会の部会長を仰せつかりました柴田でご ざいます。

本日は、「機械」「船舶」「電気」の合同部会ということで、各部会 長を代表して議事の進行役を務めさせていただきます。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

特定最低賃金の令和5年度の調査審議にあたりまして、最初に労使の委員の皆様にお願いしたいのは、特定最低賃金は労使のイニシアティブによって決定されるものでございますので、それぞれのお立場、ご主張は異なると思いますが、慎重かつスムーズに、全会一致をもって適切な金額を決めていただきたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

それでは、機械と電気を担当されます東部会長は本日欠席ですので、機械の高塚部会長代理、船舶の元木部会長代理、電気の春日川部会長代理からも一言ご挨拶をお願いいたします。

#### ○髙塚部会長代理

機械の部会長代理に選出されました髙塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○元木部会長代理

船舶の部会長代理に選出されました元木でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○春日川部会長代理

電気の部会長代理に選出されました春日川でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○柴田部会長

ありがとうございました。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題(2)「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営 規程」等について、事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

それでは、配付資料をご覧ください。

3 ページの資料No. 2 、各部会の専門部会運営規程をご覧ください。

標題の部会名が違っているだけで、内容については同じとなって おります。この規程の全体的な内容は従来と同様でございますので、 要点を説明させていただきます。

4ページの第7条では、会議は、原則として公開とするとしておりますが、一定の要件に該当する場合には、部会長は、会議を非公開とすることができるとされています。「一定の要件」とは、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合とされています。

また、第8条第2項では、議事録及び会議の資料は原則と して公開とすることにしておりますが、こちらも一定の要件に該当する場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の 一部又は全部を非公開にできるとされています。「一定の要 件」とは、会議を非公開とする場合と同じです。

続く第3項では、議事録を非公開とする場合には議事要 旨を作成し公開するものとするとされています。

この規程を踏まえ、令和4年度における特定最低賃金の専門部会については、第1回の合同専門部会は公開とし、第2回以降は全ての会議を非公開とし、議事要旨を公開しておりました。

本年度につきましては、令和5年7月4日開催の第1回の香川地方最低賃金審議会において、香川県特定最低賃金の専門部会の第1回は会議、資料及び議事録を公開することが承認されており、第2回以降の特定最低賃金の各専門部会の公開に関しましては、各専門部会で判断することとされました。

なお、本年度の香川県最低賃金の専門部会の公開に関しましては、会議、議事録及び会議の資料は原則として公開することとしていること、令和5年4月6日に取りまとめられた中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至ったとの報告がなされ、中央最低賃金審議会においては、これに基づき、本年度公開を行っているということを参考にする等して審議を行った結果、香川県最低賃金専門部会の第1回は公開し、第2回以降につきましては、公労委員、公使委員で行う金額審議の部分と、結審することとなる回につきましては、公労委員、公使委員で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使委員で行う会議以外の部分につきましては非公

開としました。

公開する部分につきましては、議事録、資料を公開することとし、 非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開するこ ととしました。

また、本年度実施した結果をもとに、公開、非公開については来 年度さらに検討することとなりました。

以上でございます。

## ○柴田部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等はご ざいますか。

## ○各委員

ありません。

#### ○柴田部会長

よろしいでしょうか。

それでは、ここで、部会の公開に関して、規程によりますと原則公開で「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの場合は、部会長は会議や資料について非公開とすることができるとなっておりますが、本年度の取り扱いにつきましては、まず私の意見を述べさせていただき、皆様のご意見を伺ったうえで最終的に決定したいと思います。

それでは、意見を述べさせていただきます。

第2回の会議から、具体的な金額審議などを行っていくことになります。

部会の会議のうち、公労委員、公使委員で行う金額審議の部分と、 結審することとなる回の部会につきましては、公労委員、公使委員 で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使の委員で行う会議以外の 部分につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立 性が不当に損なわれるおそれがある」などの要件に合致することか ら、会議を非公開にせざるを得ないと思います。

公開する部分につきましては、議事録、資料を公開することとし、 非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開するこ とにしたら良いと思います。

また、本年度実施した結果をもとに来年度さらに検討することに したらよいと思います。

皆様、いかがでしょうか。

# ○各委員

異議ありません。

## ○柴田部会長

よろしいでしょうか。

それでは、ただ今申しました意見についてご承認いただいたとい うふうに思っております。

そういたしますと、香川県最低賃金専門部会の第2回目以降につきましては、公労委員、公使委員で行う金額審議の部分と、結審することとなる回につきましては、公労委員、公使委員で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使委員で行う会議以外の部分につきましては非公開とします。

公開する部分につきましては、議事録、資料を公開することとし、

非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開することにします。

本年度実施した結果をもとに、公開、非公開について来年度さらに検討することとします。

機械の髙塚部会長代理、電気の春日川部会長代理よろしいでしょうか。

○春日川部会長代理、髙塚部会長代理異議ありません。

# ○柴田部会長

ありがとうございます。

それでは、次に7月4日に開催されました本審において、承認されております資料No.3の「審議の進め方等について」、事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

それでは、5ページの資料No.3をご覧ください。

最低賃金の審議の進め方等についてですが、7月4日に開催されました、本年度第1回目の本審においてご承認をいただいたものでございます。

特定最低賃金に関する主な内容をご説明いたしますと、

まず、1の「審議の進め方について」の

- (2)各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3)業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取 又は実地視察によることとする。

- (4)専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを 努力目標とする。
- (5)最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議を もって本審の決議とするが、この場合、全会一致で決議するこ とを原則とする。
- (6)効力発生の日を指定して審議を行うことができる。
- (9)審議日程について、初回時に次回、次々回まで調整する。とされています。

次に、6ページの3の「特定最低賃金について」の(1)~ (3)につきましては、特定最低賃金の改正審議の流れについて 記載しておりますが、これについては冒頭でご説明したとおりで す。

なお、(3)後段の効力発生日について、12月15日を努力目標と しておりますのは、香川県での特定最低賃金の発効日は、従来12 月15日としてきたことによるものでございます。

(4)につきましては、来年度の特定最低賃金に係る申出について、来年3月に開催予定の本審におきまして、その意向の有無を確認するというものでございます。

7ページの資料No. 4 は、ただ今ご説明しました発効日について、 答申日ごとの最短での発効日をお示しした一覧表でございます。

この一覧表の黄色で指示した行を見ていただきたいのですが、左端が答申日で右の端が発効日となっております。資料の8ページでございます。

12月15日を発効日とするためには、遅くとも10月16日までに答申をいただく必要があるということで、すでに配付しております日程

表は、本日も机の上に配付させていただきましたが、これに沿って 日程を組んでおります。

ただ、予備日ということで、10月16日までに間に合わない場合を 想定して、予備日を設定させていただいているというところでござ います。

以上でございます。

# ○柴田部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等はご ざいますか。

#### ○各委員

ありません。

## ○柴田部会長

よろしいでしょうか。

それでは、各専門部会において、この「審議の進め方等について」のとおり、専門部会の審議回数は概ね3回とし、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議をもって本審の決議としますが、この場合には、全会一致が原則であることにご留意いただきながら、各専門部会の3回目までに答申が得られますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議題 (3) の「その他」について、事務局の方で何かございますか。

# ○賃金室長

それでは、各資料について簡単に説明いたします。

資料 No. 5、No. 6、No. 7 につきましては、これまでの説明で触れておりますので省略させていただきます。

27 ページの資料 No. 8 は、現在の香川県最低賃金と特定最低賃金4 つの金額の一覧表です。

29ページの資料 No. 9 は本年度の香川県最低賃金の概要でございます。10 月 1 日から 918 円、引上げ額 40 円、引上げ率 4.56%となっております。

31ページの資料No.10は香川県の平成22年度以降の最低賃金の推移です。機械、船舶、電気は香川県最低賃金とほぼ同じように右肩上りでございます。

33ページの資料No.11は、「特定最低賃金対象業種の状況」ですが、 差し替え資料をご覧ください。平成27年度からの適用事業場数、基 幹的労働者数、影響率、未満率、引上げ額等の推移などです。

未満率、影響率について簡単に説明させていただきますと、中ほど「4影響率()内は未満率」とあります。県最賃の影響率と未満率を例にとりますと、右端の令和5年度の上段に「16.2%」、下段に(1.6%)とあります。

これは、今年6月の統計調査に基づき、賃金が878円から918円となったときに918円を下回る労働者の割合が16.2%いることを示しています。これが影響率です。下段の1.6%は、6月の時点で878円を下回っている労働者の割合を示しており、これが未満率です。

35 ページの資料 No.12 は、令和 4 年賃金構造基本統計調査の結果に基づく香川の賃金概況でございます。

賃金構造基本統計調査につきましては、毎年実施している統計調

査でございますけれども、令和2年調査より集計方法が見直された ことにより、令和2年調査結果と令和元年以前までの調査結果とは 接続性を欠くものとなっております。その点をご留意いただければ と思います。

36 ページの項目1は、都道府県別のきまって支給する現金給与額、所定内給与額、及び年間賞与その他特別給与額の男女計でございます。きまって支給する現金給与額、所定内給与額、年間賞与その他特別給与額のいずれにおきましても、香川は四国内では一番高くなっております。

37 ページの項目 2 は、都道府県別のきまって支給する現金給与額、所定内給与額、及び年間賞与その他特別給与額の男女別でございます。

38 ページの項目 3 は、一般労働者の所定内給与額の推移、40 ページの項目 4 は短時間労働者の時間給の推移です。

グラフがございますけれども、先のほどご説明しましたように、 賃金構造基本統計調査での集計方法が見直されたということで、接 続性を欠くということで線が切れておりますけれども、その結果、 接続性を欠くからというような理由で、このような表現方法とさせ ていただいているところでございます。

42ページの項目 5 は、短時間労働者の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額で、男女別、産業別の 1 時間当たり時間給額等のデータでございます。

43ページの項目6は、職種別所定内給与額で、香川と全国の比較です。

44 ページの項目7は、男女別年齢階級別の所定内給与額の格差

で、香川と全国との格差のグラフでございます。

45ページの項目 8 は、香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差で、所定内給与額の推移と、東京を 100 とした格差の推移でございます。

47 ページの資料 No.13 は、本年 6 月に実施した賃金改定状況調査結果で、6 月 1 日現在の全国集計でございます。

審議をする中で用いられますのが、52ページの第4表です。第4表①は、産業計、男女計、男女別の賃金上昇率でございます。BランクとCランクは新ランクに合わせて組替集計されており、香川県が属しておりますBランクの産業計男女計の賃金上昇率は、令和4年1.4%が令和5年2.0%、全体では、令和4年1.5%が令和5年2.1%となっております。

59 ページの資料 No.14 は、香川県政策部統計調査課による令和 5年6月分香川の賃金、労働時間及び雇用の動きでございます。

産業別の常用労働者一人当たりの現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与等のデータを表しております。

事業所規模 5 人以上及び 30 人以上の事業所について毎月実施している調査でございます。61 ページは 6 月現在の産業別常用労働者の 1 人平均月間現金給与額となっております。64 ページは名目賃金指数で、令和 2 年の現金給与総額の平均を 100 として令和 2 年からの産業別の推移を表しており、いわゆる賞与も含まれております。

77ページの資料 No. 15は、香川労働局職業安定課発表の令和 5 年7 月分の香川県の雇用情勢でございます。

有効求人倍率は1.46倍で全国第10位、前月より0.01ポイント上昇しており、144か月連続で1倍台でございます。正社員の有効求人倍率は1.17倍で、前年同月より0.03ポイント減少しております。雇用情勢判断は、「持ち直している」とされております。

87ページの資料 No. 16は、香川労働局職業安定課発表の令和5年

卒新規学卒者初任給情報でございます。

最近の新規学卒初任給の動向につきましては、初任給額は令和4年と比べ、高卒4千円増、短大卒2千円増、大学卒6千円増といずれも増加しております。

91ページの資料No.17は、四国財務局発表の令和5年7月香川県内経済情勢報告でございます。

92ページの令和5年7月判断の総括判断では、「持ち直しつつある」とされております。

101ページの資料No.18は、2023年9月12日付け日本銀行高松支店発表の香川県金融経済概況でございます。概況として、「香川県内の景気は、緩やかに持ち直している。」とされております。

103ページの資料No.19は、日本銀行高松支店、徳島事務所発表の企業短期経済観測調査結果の概要(2023年6月)―四国地区、香川県、徳島県―でございます。

104ページの業況判断は、香川の2023年 6 月においては、全産業では、プラス 7 % ポイント、同様に全国は、プラス 8 % ポイントとなっております。

113ページの資料No. 20は、四国経済産業局発表の令和5年6月分四国地域の経済動向でございます。「四国地域の経済は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、足踏み状態となっている。」とされております。

125ページの資料No. 21は、香川県政策部統計調査課発表の高松市の令和5年7月分消費者物価指数でございます。令和2年を100とした総合指数は104.9、前年同月比は3.2%の上昇となっております。

129ページの資料 No. 22は、内閣府による令和5年8月の月例経済

報告でございます。これによりますと、「景気は、緩やかに回復している。」とされております。

139ページの資料No. 23は、令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況でございます。平均妥結額は11,245円、前年比4,347円の増、賃上げ率3.6%で、昨年に比べ1.4ポイント増加しております。

145ページの資料 No. 24、こちらの資料は、香川労働局職業安定課発表の2023年7月分の職業別求人賃金、求職者希望賃金です。

資料については、以上でございます。

#### ○柴田部会長

はい、ありがとうございました。

以上で、本日の議事は終了いたしましたが、各専門部会運営規程 第8条により、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人 が確認するものとすると規程されております。

このため、船舶の議事録確認委員につきましては、労働者側から 立石委員、欠席の場合は中原委員、中塚委員の順で、使用者側は渡 部委員、欠席の場合は家田委員、仁木委員の順でお願いしたいと思 いますがよろしいでしょうか。

(船舶労使より「異議なし。」の声あり)

#### ○柴田部会長

ありがとうございます。

それでは続いて、機械、電気の順で、それぞれ髙塚部会長代理、 春日川部会長代理からよろしくお願いします。

#### ○髙塚部会長代理

機械は労働者側委員から中村委員、欠席の場合は佐山委員、橋本委員の順で、使用者側から村上委員、欠席の場合は川西委員、近澤委員の順でお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

# (機械労使より「異議なし。」の声あり)

# ○春日川部会長代理

電気は労働者側から土田委員、欠席の場合は門委員、箸方委員の順で、使用者側から窪田委員、欠席の場合は木下委員、池田委員の順でお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(電気労使より「異議なし。」の声あり)

## ○柴田部会長

ありがとうございました。

最後に、事務局から何かありますか。

## ○賃金室長

この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に 残っていただきますようお願いいたします。

以上です。

# ○柴田部会長

それでは、以上を持ちまして、合同によります第 1 回専門部会を 閉会いたします。

ありがとうございました。

——了——